

3 地域で支える障害者歯科保健医療の推進

(1) 特徴

- 障害のために歯みがきが困難であったり、薬の副作用で唾液の量が減ったり、歯肉の炎症を引き起こしたりすることがあります。
- 咀嚼機能の低下などによって食物が口の内に停滞しやすくなります。また、口腔ケアに対する理解が不足していたり、運動機能が十分に備わっていないことにより、しっかりと歯みがきができていない場合も多く、口の中に汚れが残りやすくなることで、むし歯（う蝕）や歯周病のリスクは増加します。
- また、口から食事を摂っていない人でも歯に歯垢や歯石の付着があります。
- 不随意運動^{*}による食いしばりなどで歯のすり減りや歯並びの不正が伴うこともあります。
- 自ら行う口腔ケアが十分でない場合や困難な場合は、保護者や介助者による口腔ケアが重要になります。その上で、かかりつけ歯科医での定期的・継続的な口腔衛生管理も欠かせません。
- 不随意運動を伴ったり、環境の変化への対応や治療に対する理解が困難である等、障害の内容によっては、地域の歯科診療所での治療が難しくなる場合があります。また、歯科受診に際して、医療機関までの移動が負担になる場合もあります。



(2) 現状と課題

① 歯科受診の状況

- 障害者施設を利用する者のうち、「年1回以上歯科健診を受けている」と回答した者の割合は、表22のとおり55.7%となっています。また、「年1回以上歯科健診を行っている」と回答した施設の割合は、表23のとおり71.7%となっています。
- むし歯（う蝕）などで症状が出てから歯科受診をした場合、慣れない環境での治療が困難になることもあります。歯科治療をスムーズに受けるためには、日ごろから歯科受診を習慣づけ、医療機関での診療等に慣れることが必要です。そのため、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診や予防処置を受けることで、口の中の状態を維持するとともに、歯科受診の環境に慣れることが重要です。
- 家族や施設の職員は、日常の口腔ケアの介助や定期的な歯科健診・予防処置等の大切さを理解し、実践することが必要です。

- 「歯や口に関して困っている」と回答した者の割合は、図 26 のとおり 37.2%であり、平成 25（2013）年の 46.0%からは、8.8 ポイント減少しました。また、困っている内容としては、図 27 のとおり、「むし歯（う蝕）や歯周病」と回答した者の割合が 48.7%、「うまく噛めない、飲み込めない」と回答した者の割合が 22.2%、「噛み合わせの異常」と回答した者の割合が 14.1%、「口臭」と回答した者の割合が 12.4%、となっています。
- 身近な地域で歯や口の気になることを相談したり、受診したりすることができるよう、環境を整えていく必要があります。
- 全国統一的な情報提供システム（医療情報ネット）※では、障害者や家族、施設の職員が、障害者に対応する歯科医療機関を探することができます。

表22 障害者施設を利用する者のうち、かかりつけ歯科医で歯科健診を受ける者の割合（医療型障害児入所施設を除く）

項目	平成 25 年度	令和 4 年度
障害者施設を利用する者のうち、 かかりつけ歯科医で歯科健診を受ける者の割合 (医療型障害児入所施設を除く)	78.8%	55.7%

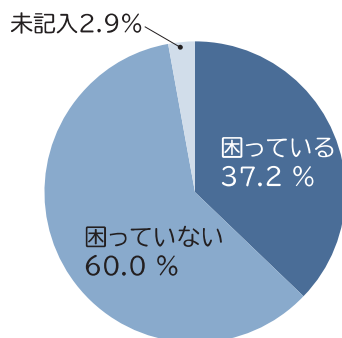
資料：東京都「東京都における障害児（者）の歯科保健医療に関する実態調査」（令和 4 年度）

表23 障害者施設で定期的な歯科健診を実施している割合（医療型障害児入所施設を除く）

項目	平成 25 年度	令和 4 年度
障害者施設で定期的な歯科健診を実施している割合 (医療型障害児入所施設を除く)	57.4%	71.7%

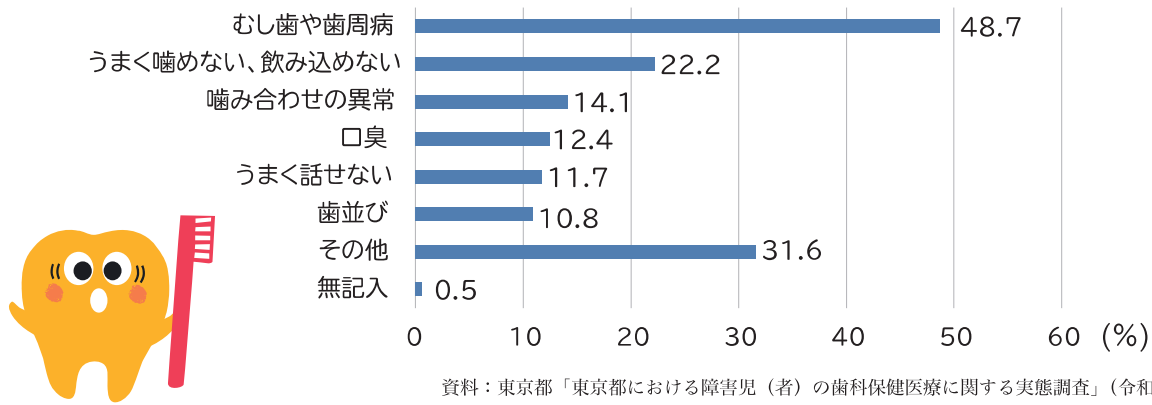
資料：東京都「東京都における障害児（者）の歯科保健医療に関する実態調査」（令和 4 年度）

図26 歯や口に関して困っていることの有無



資料：東京都「東京都における障害児（者）の歯科保健医療に関する実態調査」（令和 4 年度）

図27 困っている内容(複数回答)



資料：東京都「東京都における障害児（者）の歯科保健医療に関する実態調査」（令和4年度）

② 障害者歯科医療の提供体制

- 障害のある方にとっては、日常的な口腔ケアとともに、歯科医療機関での定期的な歯科健診や予防処置が大変重要です。住まいの身近なところで歯科健診や歯科治療を受けることができる環境を整えることが、歯科受診の機会を増やすことにつながります。
- 障害のある方に対応する歯科診療所について、表24のとおり令和4（2023）年は37.4%であり、平成28（2016）年の42.7%と比較して5.3ポイント減少していました。また、表25のとおり地域によってばらつきがあります。

表24 障害者に対応する歯科診療所の割合

項目	平成28年度	令和4年度
障害者に対応する歯科診療所の割合	42.7%	37.4%

資料：東京都「医療機能実態調査」

表25 障害者に対応する歯科診療所数及び割合

圏域	診療所数	割合
都内計	6,636か所	37.4%
区中央部 (n = 1,154)	339か所	29.4%
区南部 (n = 529)	200か所	37.8%
区西南部 (n = 852)	288か所	33.8%
区西部 (n = 676)	226か所	33.4%
区西北部 (n = 844)	307か所	36.4%
区東北部 (n = 489)	214か所	43.8%
区東部 (n = 564)	219か所	38.8%
西多摩 (n = 114)	61か所	53.5%
南多摩 (n = 453)	191か所	42.2%
北多摩西部 (n = 257)	117か所	45.5%
北多摩南部 (n = 442)	193か所	43.7%
北多摩北部 (n = 248)	121か所	48.8%
島しょ (n = 14)	6か所	42.9%

※複数回答可
資料：東京都「医療機能実態調査」
集計対象：調査に回答した歯科診療所全 6,636 施設

- 障害のある方が、地域で定期的・継続的に口腔健康管理が受けられるとともに、地域で対応が難しい方の治療については、専門的な医療機関を受診できるような体制づくりが必要です。
- 東京都立心身障害者口腔保健センターでは、歯科医師や歯科衛生士を対象とした多様な研修を実施しており、特定の研修を修了した歯科医師を協力医として登録し、患者の紹介先として連携を図っています。協力医の登録数は、表26のとおり、都内全域で120名であり、そのうち区部が104名、多摩地域が16名となっています。
- また、東京都立心身障害者口腔保健センターの研修は修了していないが、センターと連携して地域において障害者への歯科診療を実施する歯科医師である登録医の登録数は、表26のとおり、都内全域で139名であり、そのうち区部が97名、多摩地域が42名となっています。
- 東京都立心身障害者口腔保健センターの研修機能や情報発信機能などを充実させることで、障害者歯科医療に携わる地域の歯科医療機関を増やしていくことが必要です。また、センターの診療機能の強化を図ることも必要です。

表26 センターと連携して障害者に対応する歯科医師（協力医・登録医）

医療圏別	協力医数	登録医数
区中央部	19人	19人
区南部	4人	8人
区西南部	13人	7人
区西部	25人	18人
区西北部	7人	11人
区東北部	9人	4人
区東部	27人	30人
西多摩部	2人	13人
南多摩部	4人	6人
北多摩西部	2人	11人
北多摩南部	5人	10人
北多摩北部	3人	2人
島しょ	0人	0人
都全体	120人	139人

資料：東京都「東京都立心身障害者口腔保健センター実績」（令和5年度）

協力医

東京都立心身障害者口腔保健センターで開催している個別研修アドバンスコースを修了している歯科医師で、センターと連携して地域で障害のある方の歯科健診、診療を実施する歯科医師

登録医

上記研修を受講していないが、センターと連携して地域で障害のある方の歯科健診、診療を実施する歯科医師

(3) 取組の方向性

① 身近な地域で口腔健康管理を行うかかりつけ歯科医等の育成

- 障害のある方に対して、身近な地域で定期的・継続的な口腔健康管理を行うかかりつけ歯科医や歯科衛生士を育成するため、東京都立心身障害者口腔保健センターにおいて障害者歯科診療に関する研修や実習等を実施していきます。

② 専門的な歯科医療提供体制の整備

- 障害の状態等により、地域の歯科診療所での治療等が困難な場合、全身麻酔や鎮静等の全身管理下で歯科治療を受けられるよう、専門的な医療機関の受入体制の拡充等に向けた支援を実施していきます。

③ 地域の実情に応じた機能の分化と連携の推進

- 区市町村が中心となって、障害者施設における歯科健診の機会を確保するとともに、かかりつけ歯科医と専門的な障害者歯科診療を提供する地区口腔保健センターや病院歯科等の機能の分化と連携の仕組みづくりを地域の実情に応じて進められるよう支援していきます。
- また、障害者歯科診療を実施する歯科医療機関の実態や障害者施設等での歯科支援の実態を把握し、地域の実情に応じた障害者歯科医療の提供体制の強化策について検討していきます。

④ 家族や施設職員等への普及啓発

- 東京都立心身障害者口腔保健センターが実施する研修会や都保健所が実施する地域支援、区市町村が実施する支援を通じ、家族や施設職員等に対して、障害のある方が抱えるリスクの理解や口腔ケア・食支援に関する知識、歯科健診や予防処置を受けることの大切さなどについて普及啓発していきます。

(4) 指標

項目	基準値	目標値
障害者施設利用者のうち、かかりつけ歯科医で定期的に歯科健診を受けている者の割合（医療型障害児入所施設を除く）	55.7% (令和4年度)	90.0%
障害者に対応する歯科診療所の割合	37.4% (令和4年度)	50.0%
障害者施設利用者のうち、歯や口の状態で困っている者の割合	37.2% (令和4年度)	減少

4 在宅療養者の QOL を支える在宅歯科医療体制の推進

(1) 特徴

- 在宅で療養している方は、様々な身体的な機能が低下することで、口腔ケアが困難になっていることも多くあります。その結果、口の中が不衛生になることで誤嚥性肺炎等を起こしやすくなり、入院や命にかかわる状態につながることもあります。また、口から食事を摂っていても、口の中は不衛生になります。
- 加齢や薬の副作用等によって、だ液の量が減ったり、歯肉の炎症が起こりやすくなることから、食事や会話に支障をきたすこともあります。摂食嚥下機能の低下は、低栄養^{*}や水分摂取の不足を生じる原因となり、体力や気力の低下につながり、QOL^{*}にも影響があります。
- 認知症患者は、口腔ケアの介助や歯科受診等を拒む場合があります。また、本人が訴えないため、義歯の手入れが不十分であったり、義歯を装着せずに食事をしている場合もあります。
- 在宅で療養している方にとって、歯と口の健康を保ち、口から食べることは QOL の維持・向上につながります。



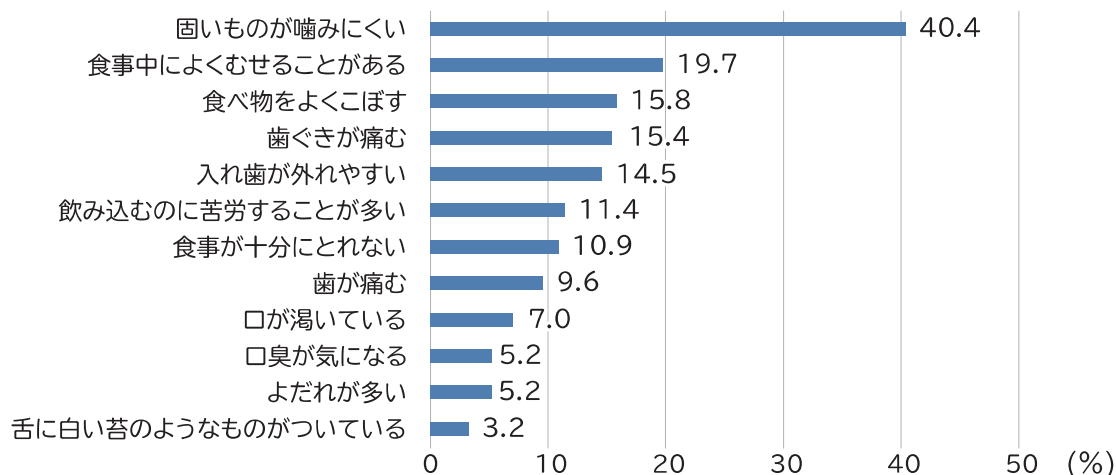
(2) 現状と課題

① 要介護^{*}者の状況

- 食事や日常生活で歯や口に関して気になることについて、図 28 のとおり、「食事のときに固いものが噛みにくい」と回答した者の割合は 40.4%、「食事中によくむせる」と回答した者の割合は 19.7%、「食べ物をよくこぼす」と回答した者の割合は 15.8%、「歯ぐきが痛む」と回答した者の割合は 15.4%となっています。



図28 食事のときの状況



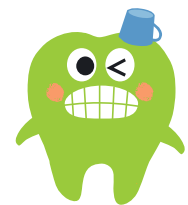
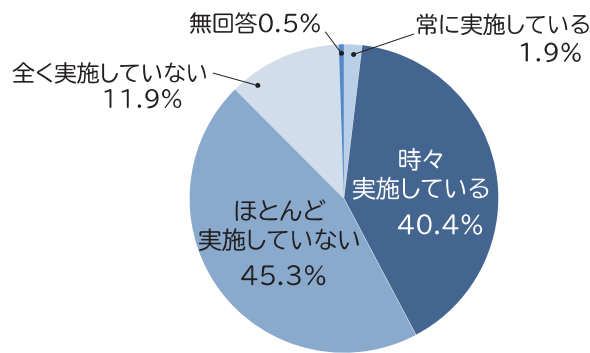
資料：東京都「東京都における在宅療養者を取り巻く口腔ケア・在宅歯科診療の状況調査」（令和4年度）

- 摂食嚥下機能の低下は、口から食べる楽しみを奪うことにつながり、QOLを損なうだけでなく、低栄養や誤嚥性肺炎、窒息等の原因にもなります。
- 口腔機能や義歯の状態を定期的に診てもらうことは、食べる楽しみを保つことにつながります。
- 在宅で療養する場合も、むし歯（う蝕）や歯周病の予防のために日常的な口腔ケアやかかりつけ歯科医による定期健診や歯石除去、歯面清掃等の予防処置を受けることは必要です。

②多職種による連携

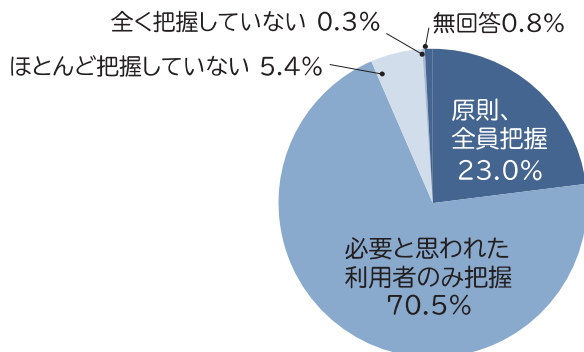
- ケアマネジャーがサービス利用者の口の中を見ている頻度については、図29のとおり「常に実施している」「ときどき実施している」と回答した割合を合わせると42.3%です。また、図30のとおり、「利用者全員の口腔内の状況を把握している」と回答した割合は23.0%、「必要と思われた利用者のみ把握している」と回答した割合は70.5%となっています。
- むし歯（う蝕）予防や歯周病予防だけでなく、誤嚥性肺炎のリスクを減らし、QOLを高めるため、在宅で療養している方の歯や口の状況について、その方々を支える多職種や家族が気づき、歯や口の状態を清潔に保つ支援をすることが必要です。
- 在宅で療養している方の口の中の衛生状況や口腔機能を維持・向上させるためには、本人の理解とともに、周りで支える家族や医療職・介護職等の多職種の理解及び連携により、多くの人の目で状況を確認し、対応していくことが求められます。

図29 ケアマネジャーが利用者の口の中を見る頻度



資料：東京都「東京都における在宅療養者を取り巻く口腔ケア・在宅歯科診療の状況調査」（令和4年度）

図30 ケアマネジャーによる利用者の口腔内の把握



資料：東京都「東京都における在宅療養者を取り巻く口腔ケア・在宅歯科診療の状況調査」（令和4年度）

③ 介護保険施設※等の状況

- 介護保険施設等で療養している方の歯と口の健康を維持するためには、施設職員による日常的な口腔ケアの介助や利用者の口の中の変化への気づきとともに、定期的・継続的な口腔衛生管理が必要です。
- 令和3（2021）年度の介護報酬改定により、入所者に対して計画的に口腔衛生管理を行うことが、施設の基本サービスとして義務付けられました。（令和5（2023）年度までは経過措置期間）
- ケアマネジャーによる利用者の歯や口の状況の把握方法について、表27のとおり、本人・家族からの情報提供が83.9%、口腔内観察が72.2%、利用者のかかりつけ歯科医からの情報提供が17.4%となっています。また、定期的に歯科健診等を実施していると回答した施設の割合は、表28のとおり79.0%であり、平成28（2016）年度と比較して57.9ポイント増加しています。

表27 ケアマネジャーによる利用者の歯や口の状況の把握方法の割合

本人・ 家族からの 情報提供	口腔内観察	利用者の かかりつけ歯科医 からの情報提供	マニュアルや 評価シート	その他	無回答
83.9%	72.2%	17.4%	0.3%	1.6%	6.0%

資料：東京都「東京都歯科診療所患者調査」

表28 介護保険施設等で定期的な歯科健診を実施している割合

項目	平成28年度	令和4年度
介護保険施設等で定期的な歯科健診を実施している割合	21.1%	79.0%

資料：東京都「介護保険施設等における口腔ケア実態状況調査」

④ 在宅歯科医療の提供体制

- 在宅医療サービスを実施している歯科診療所の割合について、表29のとおり、令和2（2020）年度は24.6%であり、平成29（2017）年度の13.7%と比較して、10.9ポイント増加しました。
- 国は、在宅歯科医療に取り組む医療機関を評価するため、必要な施設基準を満たした医療機関から、在宅療養支援歯科診療所※の届出を受付けています。在宅療養支援歯科診療所の届出医療機関数は、表31のとおり、令和5（2023）年4月現在672件あります。
- 歯科訪問診療料の算定件数について、図31のとおり、令和3（2021）年度は約218万件です。
- 在宅で療養している方も、在宅歯科医療を行うかかりつけ歯科医で定期的にだ液の分泌量や歯肉の変化、口腔機能の状態を確認してもらい、歯石除去、歯面清掃、義歯の調整などの支援や摂食嚥下機能の維持・向上のための評価・支援を受けることが大切です。

表29 在宅医療サービスを実施している歯科診療所

地域	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度	平成29年度	令和2年度
東京	12.7%	12.3%	13.0%	14.5%	13.5%	13.7%	24.6%
全国	18.0%	18.2%	17.9%	20.6%	20.5%	21.8%	34.9%

資料：厚生労働省「医療施設調査」
 H20 都道府県別在宅医療サービス実施施設数は、公表されていないため、東京都の報告数で算出
 H23 全国に宮城県石巻医療圏、気仙沼医療圏、福島県は含まない

表30 在宅医療サービスを実施している歯科診療所（二次保健医療圏別）

医療圏	歯科診療所総数	在宅医療サービスを実施している歯科診療所	割合	65歳以上	
				人口	10万対
区中央部	1,858か所	336か所	18.1%	170,200人	197.4
区南部	886か所	274か所	30.9%	246,138人	111.3
区西南部	1,458か所	322か所	22.1%	284,753人	113.1
区西部	1,099か所	256か所	23.3%	254,227人	100.7
区西北部	1,342か所	331か所	24.7%	436,027人	75.9
区東北部	777か所	200か所	25.7%	332,800人	60.1
区東部	863か所	255か所	29.5%	319,712人	79.8
西多摩部	183か所	46か所	25.1%	100,181人	45.9
南多摩部	719か所	198か所	27.5%	382,557人	51.8
北多摩西部	400か所	132か所	33.0%	165,129人	79.9
北多摩南部	669か所	172か所	25.7%	231,401人	74.3
北多摩北部	374か所	89か所	23.8%	191,384人	46.5
島しょ	14か所	7か所	50.0%	8,715人	80.3
計	10,642か所	2,618か所	24.6%	3,123,224人	83.8

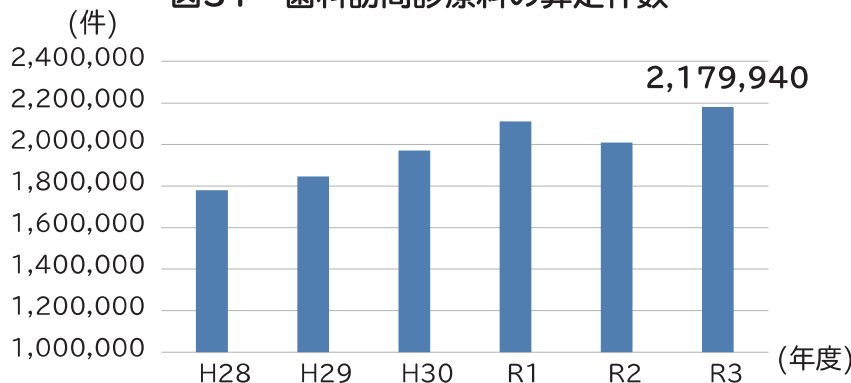
資料：厚生労働省「医療施設調査」
 住民基本台帳による東京都の世帯と人口（町丁別・年齢別）（令和5年1月1日時点）

表31 在宅療養支援歯科診療所1及び2の届出医療機関数

項目	令和5年度
在宅療養支援歯科診療所1及び2の届出医療機関数	672件

資料：関東信越厚生局「保険医療機関・保険薬局の施設基準の届出受理状況及び保険外併用療養費医療機関一覧」

図31 歯科訪問診療料の算定件数



資料：厚生労働省「NDB オープンデータ（在宅医療）」

(3) 取組の方向性

① 在宅歯科医療に携わる歯科医師等の確保と育成

- 在宅で療養している方の口腔衛生管理を行う歯科医師や歯科衛生士を育成するため、在宅歯科医療に関する研修会を実施していきます。
- かかりつけ医等と連携し、認知症患者に対して適切に対応できる歯科医師等の人材育成を進めていきます。
- 在宅歯科医療を実施する医療機関を確保するため、在宅歯科医療を行うために必要な医療機器等の整備を支援していきます。
- 介護保険施設の職員等に対する研修の実施等を通じ、施設における歯と口の健康づくりを進めていきます。

② 多職種連携の推進

- 在宅で療養している方の摂食嚥下機能を支えられるよう、医師や歯科医師をはじめとする人材の育成や多職種によるチーム医療を進めていきます。
- 在宅で療養している方に必要な在宅歯科医療を提供できるよう、かかりつけ歯科医とかかりつけ医、専門的治療を行う歯科診療所、病院との連携等を進めていきます。
- また、在宅で療養している方を支える多職種が口の中の変化に関心を持ち、必要に応じて歯科受診につなげることができるよう、理解の促進を図ります。

③ 在宅療養を支える家族や多職種への普及啓発

- 区市町村が中心となって、在宅で療養している方の歯と口の健康を保つことの意義や、口腔ケアの実践方法などについて、家族や多職種に対して普及啓発していきます。

(4) 指標

項目	基準値	目標値
在宅医療サービスを実施している歯科診療所の割合	24.6% (令和2年度)	35.0%
在宅療養支援歯科診療所1及び2の届出医療機関数	672件 (令和5年度)	増加
歯科訪問診療料の算定件数	2,179,940件 (令和3年度)	増加

5 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進



重点事項 健康危機（大規模災害等）



(1) 現状と課題

- 地震や風水害等の災害発生時において、二次的な健康被害（口腔清掃不良や口腔機能の低下により生じる誤嚥性肺炎の発症等）を防ぐために、口の中を清潔に保つことが重要です。
- 避難生活の長期化によって、地域のつながりが寸断されると、被災者（特に高齢者）は、社会的に孤立することで身体活動が低下し、会話や食事の量及び頻度の減少などが生じます。同時に、口腔機能も衰えてくることから、継続的な口腔衛生に関する啓発や口腔機能の維持・向上の取組などの歯科保健活動が必要になります。
- 国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」では、地方公共団体の取組として、災害時に対応できる歯科専門職・災害時の歯科保健ニーズを把握できる人材の育成や地域の歯科医師会等の関係団体との連携推進、大規模災害時の歯科口腔保健に関する活動指針の策定等を求めています。
- 都が、平成 29（2017）年に策定した「災害時歯科医療救護活動ガイドライン」は、主に災害時の歯科医療救護活動（初動医療体制の確立、医薬品等の確保、医療施設の整備など）の方針を示したものです。区市町村による災害時の歯科保健医療活動（口腔衛生管理、口腔機能管理等）に係る体制整備を促すため、歯科保健活動に関する内容を充実させる必要があります。
- 歯科専門職は、災害時における医療救護活動とともに、歯科保健活動において、避難所における口腔ケアの実施や義歯の調整等の支援を行うことから、被災者の二次的な健康被害の防止に果たす役割が大きいと考えられます。
- 地域防災計画等において、災害時の歯科保健医療活動に関する記載がある区市町村は、表 32 のとおり 43 自治体である一方、災害時の歯科保健医療活動に関するマニュアルがある又は医療救護活動マニュアル等に歯科保健医療活動に関する記載がある区市町村は 11 自治体です。
- また、災害時の歯科保健医療活動に関する研修を実施している区市町村は、表 32 のとおり 7 自治体であり、災害時用の口腔衛生用品を備蓄している区市町村は 23 自治体です。

- 災害時における二次的な健康被害を最小限に抑えるためにも、区市町村の取組を支援することが求められます。

表32 区市町村における災害時の歯科保健医療活動に関する対応状況

項目	令和4年度
地域防災計画等において、災害時の歯科保健医療活動に関する記載がある区市町村	43自治体
災害時の歯科保健医療活動に関するマニュアルがある又は医療救護活動マニュアル等に歯科保健医療活動に関する記載がある区市町村	11自治体
災害時の歯科保健医療活動に関する研修を実施している区市町村	7自治体
災害時用の口腔衛生用品を備蓄している区市町村	23自治体

資料：東京都「災害時の歯科保健医療活動に関する調査」（令和5年度）

(2) 取組の方向性

- 災害時歯科医療救護活動ガイドラインを改定し、歯科保健活動に関する内容を充実させます。
- 大規模災害の発生に備えるため、区市町村が平時から関係部署や関係団体等と連携し、災害時の歯科保健医療活動に取り組むことができるよう、人材の育成を支援していきます。
- 災害発生直後に不足しがちな口腔衛生用品について、区市町村による備蓄等の対応を促すとともに、都民が防災用に備蓄しておく必要性についても普及啓発していきます。

(3) 参考指標

項目	基準値	目標値
災害時の歯科保健医療活動に関するマニュアルを整備している区市町村の数	11自治体 (令和5年度)	全自治体

